議員提出議案一覧表(意見書)

議員提出議案第25号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(否決)

現在、政府は、男女共同参画基本法に基づき、第5次男女共同参画基本計画を2020年末までに策定する作業を進めているところであり、日本のジェンダー格差を着実に克服するため、この計画を実効性のある中身にしていくことが求められている。

一方で、1996年、法制審議会が、夫婦同姓も別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に係る民法改正の答申をしてから24年が経過したが、いまだにその見通しは立っていない。さらに、最高裁判所は2015年12月に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、夫婦別姓の選択肢が設けられていないことは不合理であり、国民的議論や民主主義的なプロセスによって検討されるべきであると提唱し、民法の見直しを国会に委ねたが、依然として議論は進んでいない。

こうした中、選択的夫婦別姓制度の実現を求める声は大きく高まっている。令和2年10月、早稲田大学の棚村政行研究室と選択的夫婦別姓・全国陳情アクションが行ったインターネットを通じたアンケート(全国の20歳から59歳の男女7000人が対象)によると、「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」と回答した割合が35.9%、「自分は夫婦別姓が選べるとよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」と回答した割合が34.7%で、賛成と答えた割合は合わせて70.6%となった。

さらに、第5次男女共同参画基本計画の策定に当たり、政府が行った意見募集では5600件以上の意見が寄せられ、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見が多数あった一方、反対の意見はなかった。制度導入を切実に求める意見として、「改姓により論文などの研究実績のキャリアが引き継がれない」、「通称では2つの姓の使い分けが必要であり、本人、企業にコストがかかることなど、女性活躍の妨げになっている」、「改姓を避けるために結婚を諦めたり、結婚を先延ばしにしている」、「事実婚を選択すると子どもを持ちづらいことなどが少子化の一因となっている」といった意見が寄せられている。

今、世界的にジェンダー平等が大きく叫ばれている中において、夫婦同姓を義務づけている国は、 世界では日本だけとなっている。(第196回国会衆議院法務委員会会議録第2号 平成30年3月20日)

よって、国においては、家族の多様化が進み、ジェンダー平等や個人の選択がより尊重されるべき 現在において、多くの国民が待ち望んでいる選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月23日

議員提出議案第26号

日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書(否決)

菅首相は、日本学術会議が推薦した新会員105名のうち6名について、理由を示すことなく任命を拒否した。

日本学術会議(以下、「会議」という)は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立ち、科学者の総意の下、我が国の平和的復興及び人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として、昭和24年に設立された機関である。

会議は、独立して科学に関する職務を行うことが求められており(日本学術会議法(以下、「法とい

う」)第3条)、政府の諮問機関としての役割(法第4条)及び政府に対する科学に関する勧告を行うことができる役割(法第5条)を担っていることから、政府からの独立性を保つことが必要とされてきた。

法第7条第2項では、「会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と 規定しているところ、昭和58年に第17条を改正し、現在の推薦制度が定められた際も、政府は会議の独 立性を保障するため、会議からの推薦に基づいて形式的任命を行うと明言した。(第100回国会参議院文 教委員会会議録第2号 昭和58年11月24日)

会議の目的や性格からすれば、内閣総理大臣の任命行為は形式的なものと解するほかなく、過去の 国会における答弁においてもそのことが明確に確認されている。内閣がその法解釈を恣意的に変更する ことは違法であり、国会の権限をも侵すものであることから認めることはできない。

さらに、任命拒否の対象となった6名を任命しなかった具体的な理由については、いまだ明確にされていない。研究活動の観点から政府の政策批判をしたことが理由であるとすれば、政府の同会議に対する人事介入にほかならず、政府に批判的な研究活動を行っている者を牽制し、憲法が保障する学問の自由の侵害につながるおそれがある。

よって、下記の事項を実施するよう要望する。

記

- 1 日本学術会議が推薦した会員候補を任命しなかった理由を明らかにすること。
- 2 任命拒否を撤回し、会員候補6名を速やかに任命すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月23日

議員提出議案第27号

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書(可決)

我が国においては、空き家等が増える一方、高齢者、障害者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、 刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困 窮者自立支援制度における住居確保給付金の支給決定件数は、2020年4月から9月までの半年間で10万 件を超え、2019年度1年間と比較し、およそ26倍となっている。

住まいは生活の重要な基盤であるとともに、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 住居確保給付金利用者の実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間(最長9か月)の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額の近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など、住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度における家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。

- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主に対するインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度における改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度における家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別単価に加え、特別な支援を必要とする障害者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 令和2年度第2次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対する相談受付、 住まい確保のための支援及び住まい確保後の定着支援など、相談者の状況に応じた一貫した支援を 可能とする事業について、令和3年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう恒久化し、取組自治 体の増加を図ること。
- 7 刑務所出所後に帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障害者等に対し、保護観察所や更生保護施設等において受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目なく、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 8 住生活基本法や住宅セーフティネット法等の住宅施策全般において、国土交通省、厚生労働省及び 都道府県・市区町村の役割並びに責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど、抜本的な連 携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支 援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層 の連携強化を図ること。
- 9 改正社会福祉法に基づき令和3年度からスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保し、居住支援などの参加支援の充実を図る等、市区町村の包括的支援体制の構築及び必要な支援の提供を進めること。
 - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月23日

議員提出議案第28号

犯罪被害者支援の充実を求める意見書(可決)

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった財政支援を必要とする施策はいまだに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利を保障するため、国は、犯罪被害者に対する支援施策の充実を進めていく責務を 負っていることから、国においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、実効性のある施策 を講じること。
- 2 犯罪被害者等補償法を制定し、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 全ての犯罪被害者が事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者 支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において犯罪被害者 支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月23日

議員提出議案第29号

不妊治療の保険適用の拡大を求める意見書(可決)

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、2017年に続いて過去最高を更新している。これは、実に約16人に1人が体外受精で生まれた計算である。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となっている。

国は、2004年度に年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業を創設し、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充している。一方、不妊治療への保険適用については、対象範囲は不妊の原因調査など、一部に限られており、保険適用外となる体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を令和2年10月から実施しているが、保 険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課 題である。

よって、政府においては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには、男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
- 2 保険適用の対象となる不妊治療の対象範囲が拡大されるまでの間は、所得制限の撤廃や回数制限の 緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を 図ること。
- 3 不妊治療と仕事を両立することができる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど、不妊治療に関する支援体制の拡充を図ること。

4 J	不育症及び事実婚の人々に対する不妊治療の保険適用、 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。	助成についても検討すること。
	令和 2 年12月23日 	